

第14回茂原市まちづくり条例策定協議会 傍聴者からの感想

日にち 平成27年1月22日
場所 茂原市役所市民室
傍聴者 4名
感想提出者 1名

【寄せられた感想等】（順不同）

- 第29条の「市政の自浄」について、永長委員より「現在も通報制度はある、行政を縛るように感じられる、行政を信頼して欲しい、第29条は削除したい」という意見が出ましたが、市民としては莫大な市民負担を招来した茂原市の土地開発公社の問題等、これまでの市政の歴史において大きな問題があり、通報制度があってもこれが正しく機能していなかったのではないかとの認識から必要と考えた条項であると考えます。そもそも、これまでの市政に何も問題がなければこのような条例を作る必要はないのです。例えば、正論を排除するようなことが、本当になかったと言えるでしょうか、市民の間には、「庁内で正論をきちんと受け止める制度があったなら、土地開発公社の問題もあれほどに大きくなる前に対処できたのではないか」という疑問もあるのです。このような観点から、この条項は残すべきものと考えます。
- 第38条の「実効性の確保」（委員会の設置）について、「行政に頼らず、市民オンブズマンなどの民間組織でやればよい」というような意見が出て、削除する方向になりましたが、市民オンブズマンなどの民間組織が出来るという保証はなく、市民オンブズマンの組織が実効性を確保するのに適切かどうか問題があります。従って、実効性を確保する組織が明確になっていない以上、この条項は必要であり、残すべきものと考えます。また、第39条に基づき、4年毎の見直しを行う場合にも、普段から情報収集、分析、検討、研究、啓蒙活動を行う必要があります、その時になってはわか作りの人選をして組織を作っても、出来るものではありません。今回提言書を作成した市民の会も、策定協議会も、行政が事務局となってスタートした組織であり、今後の委員会の設置も、行政が事務局になって活動することに問題は無いと考えます。
- 第39条の「条例の見直し」について、行政側の委員より、“適宜見直し”という対案が出されましたが、提言書通り“4年を目途に適宜見直し”とすべきと考えます。“適宜”というような抽象的な表現を避けて、具体的な表現とし、実効性を確保すべきであると考えます。
- 「第6章 ひらかれた議会」について、議会側委員より、「“議会に関することは議会基本条例に定める“という形にしたい」という話がありましたが、市民の立場からするとそれでは議会に都合の良い内容になってしまうという懸念があります。また、議会に委ねる形では、市民の議会に対する要望や考え方が反映されなくなってしまう可能性があります。提言書の内容は、従来の議会活動に対して、多くの市民が抱いていた問題点やあるべき姿を検討、熟考し、市民の立場から議会のあり方として明記したものです。これに対して、議会基本条例は議会内部での自主的規定であり、市民の意見を反映できる

仕組みにはなっていません。従って、その内容は市民の会の提言書の内容と矛盾しない範囲で、さらに具体的な自己規制が明記される形とすべきものであると考えます。提言書は、行政に関しては理想的な行政に対する市民の思いを規定しており、同様に二元性の一翼を担う議会に対しても、理想的な議会に対する市民の思いを規定するのは、対等性の観点からも重要であると考えます。

- 傍聴者に対する配布資料について、北田委員から説明された“ひらかれた議会“に関する資料および議会側委員から説明のあった議会基本条例素案は、委員には配布されましたが、傍聴者には配布されませんでした。傍聴者が議論の内容を正確に把握し理解するためにも、傍聴者に対しても資料を配布して頂くようお願いします。特に、議会基本条例素案は、議会で平成23年から約4年間の長期間をかけてまとめられた内容が盛り込まれているものであるならば、これをきちんと理解するためには数時間の閲覧では困難であり、持ち帰って研究させていただく必要があり、当日限りの閲覧ではなく、配布して頂きたいと思います。